

(試験、成績評価及び進級)

第 10 条 試験は各学期ごとに行い、各学科とも最終学年の終わりには、卒業試験を行う。試験の方法等については別に定める。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。

- 2 試験の成績は授業科目ごとに 100 点満点とし、60 点以上を合格点とする。ただし、その各科目の評価については別に定める。
- 3 進級については、進級判定会議の審議に基づき、校長が決定する。
- 4 合格点に満たない科目については、再試験を行うことがある。
- 5 学科試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を行うことがある。
- 6 GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度による評価については別に定める。

(進級及び卒業)

第 11 条 所定の授業日数の 3 分の 1 以上欠席した者は、進級又は卒業することができない。

ただし、各学年において欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 以内であっても、各学科目及び実習にかかる出席時間数が所定の時間に満たない者は、補習を受けなければ進級又は卒業することができない。

試験規定（細則）

（総 則）

第1条 学生規定第3節に定める試験等の実施はすべてこの規定によるものとする。

（試験の種類）

第2条 前条に定める試験は定期試験、臨時試験とする。

（定期試験）

第3条 1. 学期末に定期的に行う試験を定期試験という。
2. 定期試験は、授業を行った全科目について、学期ごとに行う。
3. 定期試験を受けるときは、必ず学生証を持参し、提示すること。

（臨時試験）

第4条 授業担当教員が必要と認めたとき定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

（追 試 験）

第5条 1. 病気その他やむを得ない理由で所定の日
に定期試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。
2. 追試験を受ける者は、定期試験を受ける
ことができなかったことを証明するにたる
医師の診断書、その他詳細な理由書を
教務部に提出し、追試験を受けることが
できる。
3. 追試験の評価は、第10条に定めるB評
価を超えない。

（再 試 験）

第6条 1. 定期試験の評価が不合格の科目について
は、再試験を行うことがある。
2. 再試験の評価は、第10条に定めるB評
価を超えない。

（追試験並びに補習の受験または受講）

第7条 追試験・再試験並びに補習を受ける者は、各
学科の教務にて手続きをとり、別途追・再試
験を実施する。

（試験の受験資格）

第8条 1. 次のいずれかに該当する者は、定期試験
の受験資格を失う場合がある。
a 総出席日数が3分の2に満たない者。
b 平常授業内での課題未提出数が著し
く多い者。
c 授業料その他学費の未納者。
2. 前項に該当する者の中で、教務部が認め
る正当な理由がなく、成業の見込みがな
い者については退学または除籍処分にする
場合がある。

（試験の方法）

第9条 試験は筆記試験、口頭試験または実技試験で
行うが、科目によっては、レポートまたは、
課題の提出によって試験に代えることがある。

(成績評価)

- 第10条 1. 各科目について出席率、授業態度、臨時及び定期試験の成績、レポート並びに課題の成績を総合的に勘案し、次項に定める5段階評価とする。
2. S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。
- S…100～90点
A… 89～80点
B… 79～70点
C… 69～60点
F… 59～0点 — 不合格

ものを使用しなければならない。

4. 全ての定期試験においては試験実施日に指定された期日、時間以降は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこと。
5. 事故や公欠等でやむを得ない理由で受験できなかった者は、事由を証明する書類(診断書・事故証明、就職活動に費やしたための証明書等)を速やかに教務部に提出しなければならない。
6. その他必要事項についてはその都度、掲示によって指示する。

(卒業・進級判定基準)

- 第11条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。
1. 各年次総57単位以上を取得した者は進級・卒業することができる。
2. 上記1に該当する者は卒業・進級判定会議により最終決定する。
3. 卒業認定については、3年次171単位以上、4年次228単位以上必要となる。

出席率	定期試験	成績評価	合格	進級・卒業判定
66.7%以上	100-90点	S	合格	進級次57単位以上を取得した者
	89-80点	A		
	79-70点	B		
	69-60点	C		
	59-0点	F	不合格	

※上記以外の者は進級年次に不足単位数を補うものとする。

(試験に関する注意事項)

- 第12条 試験については次のことを守らねばならない。
1. 試験場では、学生証を携帯し監督者の点検を受けなければならない。
2. 試験場では、静粛にし、談話等はいつさい許さない。
3. 試験場では、いつさいの物品の貸借を許さない。用具その他はすべて各自の

GPA制度による評価

特に、海外への留学や就職時に GPA 制度による成績評価が必要な場合、申出により、学則の成績評価に基づき、下記の基準で評価する。

GPA 制度 (Grade Point Average)

欧米の大学や高校で一般的に使われている成績評価制度で、各科目の成績から特定の方式によって算出される学生の成績評価値のことで、履修登録した科目毎の 5 段階評価を 4.0 から 0 までの点数 (GP = グレード・ポイント) に置き換え、単位数をかけ、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均値。

将来、海外の大学・大学院などへの留学並びに外資系企業や海外での就職の際に、海外でも通用する成績評価制度です。

GPA の評価対象科目

評価対象となる科目は、基本的には通常授業科目で、かつ試験等で点数評価をされる科目。
対象とならない科目は、特別教育分野の科目で、点数評価ではなく単位認定のみされる科目、例えば「海外実学研修」や「オープン・キャンパス (学園祭)」など。

GPA の成績評価基準

出席率	評価点数	評価グレード	合 否
66.7% 以上	100~90 点	S (4.0)	合 格
	89~80 点	A (3.0)	
	79~70 点	B (2.0)	
	69~60 点	C (1.0)	
	59~0 点	F (0.0)	不 合 格

(注) 規定の出席率を満たし、S ~ C 評価の場合は単位認定され (合格)、F 評価は単位認定されない (不合格)。

GPA の計算方法 (例)

(例) 7 科目履修として

○○概論	(2 単位)	95 点 (S)	4.0 (GP)
××演習	(4 単位)	80 点 (A)	3.0 (GP)
△△研究	(2 単位)	75 点 (B)	2.0 (GP)
□□学	(2 単位)	93 点 (S)	4.0 (GP)
●●制作	(4 単位)	76 点 (B)	2.0 (GP)
■●企画	(3 単位)	63 点 (C)	1.0 (GP)
●●演習	(1 単位)	57 点 (F)	0.0 (GP)

合 計 18 単位

$$\frac{4.0 \times (2+2) \text{ 単位} + 3.0 \times (4) \text{ 単位} + 2.0 \times (2+4) \text{ 単位} + 1.0 \times (3) \text{ 単位}}{18 \text{ 単位}}$$

$$\text{GPA} = 43 \text{ 単位} \div 18 \text{ 単位} \doteq 2.39$$